

第7回 検討委員会資料

〈協議2〉

那珂市市民投票条例逐条 解説書（案）について

平成26年12月19日

那珂市住民投票条例検討委員会

(案)

那珂市市民投票条例

【逐条解説書】

那珂市

【目次】

I	那珂市市民投票制度創設の背景	1
1	市民投票制度とは	2
2	市民投票制度創設の目的	2
3	市民投票制度の形態	2
4	協働のまちづくり推進基本条例における市民投票制度の位置付け	2
5	那珂市市民投票条例の基本方針	3
6	那珂市の市民投票制度の特徴	4
II	那珂市市民投票条例の条文と解説	5
第 1 条	目的	6
第 2 条	市政の重要事項	7
第 3 条	投票資格者	9
第 4 条	市民投票の請求等	11
第 5 条	市民投票の形式	13
第 6 条	代表者証明書の交付等	14
第 7 条	市民投票の執行	15
第 8 条	市民投票の成立要件等	16
第 9 条	結果の尊重	17
第 10 条	再請求等の制限期間	18
第 11 条	市民投票の実施	19
第 12 条	市民投票の期日	20
第 13 条	投票者資格者名簿の調製等	22
第 14 条	投票所等	23
第 15 条	投票することができない者	24
第 16 条	投票の方法	25
第 17 条	期日前投票等	26
第 18 条	開票所等	27
第 19 条	無効投票	28
第 20 条	投票及び開票	29
第 21 条	投票結果の告示等	30
第 22 条	情報の提供	31
第 23 条	投票運動	32
第 24 条	委任	33
	附則	34
III	市民投票関係法令等	35
1	那珂市市民投票条例	36
2	那珂市協働のまちづくり推進基本条例	41
3	那珂市議会基本条例	45

I 那珂市市民投票制度創設の背景

I 那珂市市民投票制度創設の背景

1 市民投票制度とは

市民投票制度は、市政運営上の重要な事項について、投票により、直接、市民の意思を確認することを目的とした制度です。

2 市民投票制度創設の目的

少子高齢化や社会情勢の変化により、自治体を取り巻く環境が急激に変化し、市民ニーズが多様化、複雑化していく中で、市民の意向を汲み取り、その意向に沿った市政運営を行っていくことが重要な課題となっています。また、地方分権改革の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中においては、自らの責任において判断することが求められており、市全体に重大な影響を与える可能性のある事項や市民、議会、行政の間に意見が大きく分かれるような事項については、市民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが重要であると考えられます。これらのことから、市民の意思を市政に反映し、市民主体の自治を実現することを目的に市民投票制度を創設します。

3 市民投票制度の形態

市民投票制度には、市民の意思を確認しようとする事項ごとに、その都度議会の議決に基づいて条例を制定し実施する「個別設置型」と、対象事項や投票資格者など、あらかじめ投票に関するルールを定めておき、要件を満たせば自動的に市民投票を実施することができる「常設型」があります。

「個別設置型」では、投票の対象事項に最も適した制度設計が可能となりますが、条例制定に一定の時間を要し、場合によっては制度についての合意が得られず、投票に至らないケースも考えられます。

これに対して「常設型」は、あらかじめ投票に関するルールを定めておくものことから、要件を満たせばどのような事項であっても同一の制度で行うことが可能であり、迅速性、安定性、継続性などのメリットが挙げられます。

このことから、本市では、条例に基づく「常設型」の市民投票制度を創設することとしています。

4 協働のまちづくり推進基本条例における市民投票制度の位置付け

平成22年3月に施行された那珂市協働のまちづくり推進基本条例は、地方分権時代にふさわしい自治体運営を進めるために、本市の自治の基本となる理念や原則を定め、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにし、市民主体の自治を実現することを目的として制定されました。

市民投票制度は、市民が市政に参加する究極の仕組みとして、協働のまちづくり推進基本条例の第18条に位置付けがされております。

5 那珂市市民投票条例の基本方針

平成 22 年に施行した「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」では、市民自治によるまちづくりの実現を表明しています。これからのまちづくりは、協働の推進、情報の共有、説明責任の基本原則のもと、3つの自治の主体である「市民」「議会」「市長」により行っていくことを基本としており、当条例において、市民生活に極めて重要な影響を与える事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができるとしています。

また、市町村合併や地方分権、少子高齢化や情報化の進展など、自治体を取り巻く環境変化が急速に進み、住民ニーズも多種多様化・複雑化する中、市政に係る重要事項への対応や市民を二分するような政策を実施する可能性も想定され、その場合、多くの市民の意見を確認する必要があると考えています。その意味において、市民投票は市民参画の重要な機会のひとつであるといえます。

平成 25 年 9 月に施行した「那珂市議会基本条例」では、市民の意見を行政に反映する市民自治、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼された議会を目指す、とあります。現行制度の間接民主主義において議会は意思決定機関であり、議会と市長は「車の両輪」に例えられます。市民投票は、市民の意思を直接確認するための手段ですが、必ずしも市議会や市長等と対立するものではありません。地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施に係わる議論を活性化する仕組みでもあり、この制度を通じて市民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげることも期待できます。

本市では、行政運営・議会運営の基本方針となっている「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」と「那珂市議会基本条例」の取り組みや市民活動の状況等から導き出される特徴・形を市民投票条例の基本方針としました。

具体的には、①市民発議の場合は、内容・要件審査において、市長・議会が協議し判断することとします。②市長発議の場合はそのまま投票を執行する条例がほとんどですが、本市条例では、「あらかじめ、議会に協議をし、意見を求める」こととします。③議会請求の場合、「あらかじめ、市長の意見を求め」としています。④情報の提供については、市長が提供することとなりますが、市民投票制度は、まちづくりの意思決定における市民の参画機会を安定的かつ継続的に担保する制度でもあるので、市民自治組織は、積極的に情報の提供に関与することとしています。

6 那珂市の市民投票制度の特徴

★市民投票条例検討に当たっての基本方針

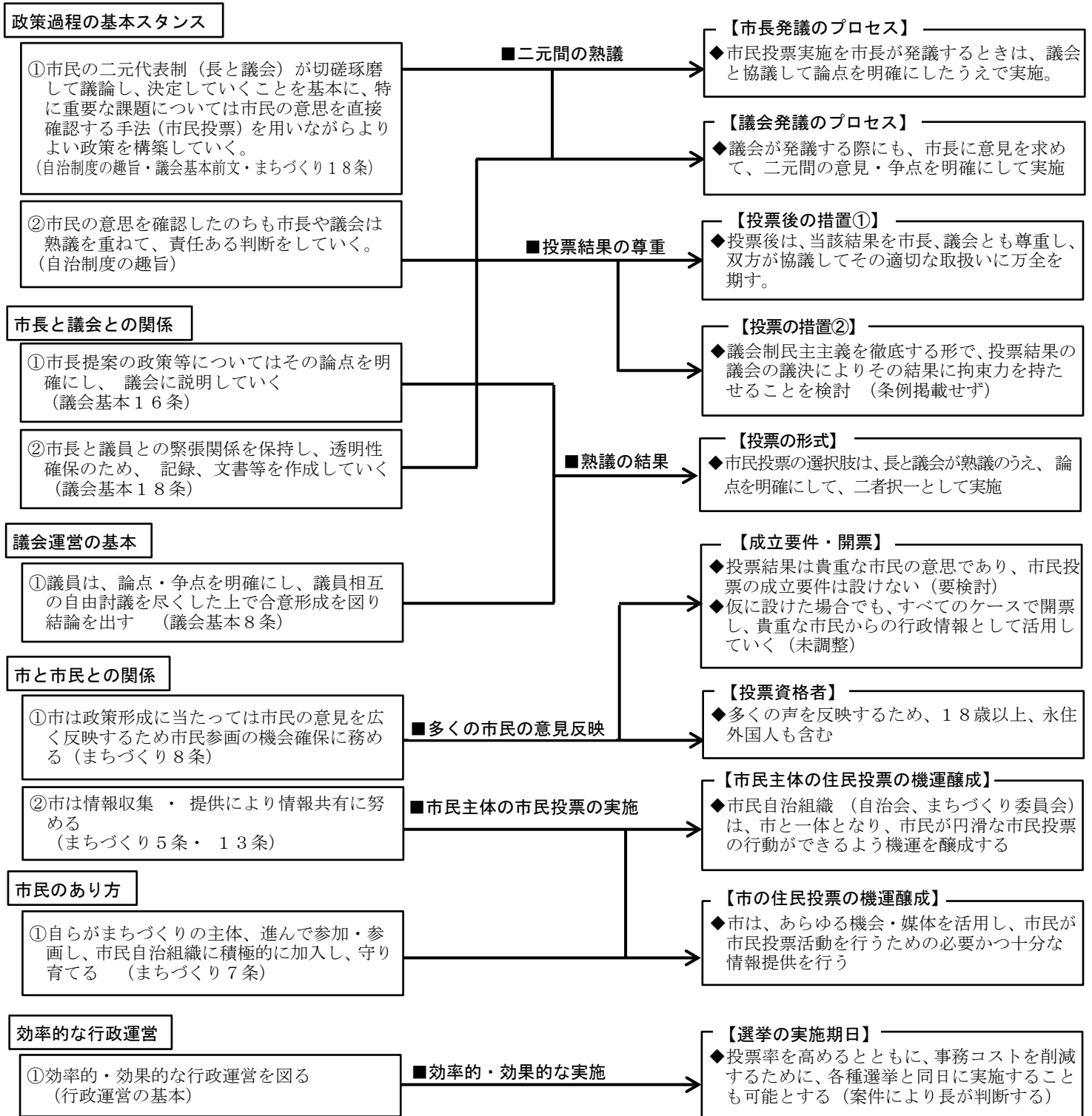
那珂市の行政運営・議会運営の基本となっている「協働のまちづくり推進基本条例」「議会基本条例」の取組みや那珂市の市民活動の状況等を基本に「那珂市」にとって最もふさわしい形、「那珂市」らしい形で、「市民投票」を那珂市の政策過程に位置づけていく。

《那珂市行政運営の基本となる考え方》

- ・ 那珂市協働のまちづくり推進基本条例
- ・ 那珂市議会基本条例

《行政運営の基本から導き出される》

- ・ 那珂市市民投票制度の特徴



Ⅱ 那珂市市民投票条例の条文と解説

(目的)

第1条 この条例は、那珂市協働のまちづくり推進基本条例（平成22年那珂市条例第14号）第18条第2項の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の意思を市政に的確に反映し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

趣旨

本条は、市民投票条例の趣旨について規定しています。

解説

平成22年3月25日に施行された那珂市協働のまちづくり推進基本条例において、市民主体のまちづくりの実現に向けた取り組みの一つとして、市政に関する特に重要な事項について、市民に対して直接その意思を問うために、市民投票を実施できることを定めました。

具体的な手続きについては「別に条例で定める」としています。この条例は、協働のまちづくり推進基本条例の規定に基づき、市民投票についての具体的な手続き等を定めるものです。

(市政の重要事項)

第2条 市民投票に付することができる市政の重要事項（以下「重要事項」という。）とは、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすものであって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の市民又は地域にのみ関係する事項。ただし、市民全体に影響を与え、又は与える可能性のある場合は、この限りでない。
- (4) 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないと思えられる事項

趣旨

本条では、一定の事項を除き、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について、市民投票に付することができるとしています。

市民投票は、投票という手段を用いた市民参画の仕組みであり、市及び市民に重大な影響がある事案で、かつ、市民に直接意思を確認する必要があると認められる事項について実施されることが想定されるものであります。そのため、市民投票の実施にいたるまでには、市民、議会、市の間で十分な議論を尽くすことが前提となります。

解説

第1項関係

市及び市民全体に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について、市民投票に付することができるとしています。

第1項第1号関係

「市の権限に属さない事項」とは、市に実質的な決定権がないものや、市が自ら実施主体となり得ないものをいいます。この場合における「市の権限」については事案に応じて判断することとなります。

第1項第1号ただし書関係

市の権限に属さない事項であっても、法令等の規定により市長の意見が求められる事項や、市として団体の意思を表明するものについて市民投票を可能とするものです。

(例示)

- ・原発再稼働
- ・産廃設置

第1項第2号関係

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票や、議会の解散、議会の議員又は市長の解職などを求める投票などについては、既に法律上に住民投票を行える制度が用意されており、これらについては法令の規定に基づいて住民投票が実施されることが適当であるため、除外事項としています。

第1項第3号関係

市民投票は、全市的に市民意思の確認を行い、その総意を市政に反映させることを目的として実施することから、その影響が特定の市民又は地域のみに限られるような事項については、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、対象事項から除くこととします。

(具体例)

- ・〇〇地区に最終処分場を設置すること
- ・△△地区に地域生涯学習センターを新設すること

ただし、一見、特定の地域のみに関する事項であっても、それが全市的な問題に波及する場合は、一律に除外されるものともいえません。

例えば、特定の学校の統廃合に関する事項については、学区内に居住する市民の利便性や教育環境の問題であるならば対象から除外されますが、その問題が全市的な学校統廃合の問題に波及するのであれば、対象となることもあります。

第1項第4号関係

職員の任免や指揮監督などの市の組織、人事の案件や予算の調製権や執行権の権限に関わる事項のほか市の執行機関の内部事務処理については、投票になじまないため除外事項としています。

第1項第5号関係

地方自治法に規定する直接請求において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされており、これは、市民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、本質的な政策の議論と切り離して、ただ単に負担の増減を求めるような事項については、市民が適切な判断基準をもって投票を行うことにならないため、除外事項としています。しかし、新たな施策を推進するために目的税を創設するなどの場合は、特定の施策に係る重要な政策判断となる可能性があることから、これらの事項が一律に除外されるものではありません。

第1項第6号関係

上記の(1)から(5)に掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられます。そのため、このような項目を設けています。

検討委員の意見

- ・将来にわたる運用、投票資格者の範囲、請求等の要件など、制度全体を考慮して制定する必要があることから、あらかじめ市民投票の対象とすることができる事項を制定することは困難です。
- ・「利害関係」、「福祉」等の文言は、最近の他の条例では入っていない、誤解を招く恐れがあるため表示しないほうが良い。
- ・「市全体に大きな影響があるもの」というような表現も良いのではないのでしょうか。

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる者を除く。）であって、投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているものとする。

(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日又は国外から本市の区域内に住所を移した者で、同法第30条の46の規定による届け出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているものとする。

2 前項第2号に規定する規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

修正

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているものとする。

(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日又は国外から本市の区域内に住所を移した者で、同法第30条の46の規定による届け出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているものとする。

2 前項第2号に規定する規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票権を有しない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項又は第252条に規定する者

(2) 政治資金規制法（昭和23年法律第194号）第28条に規定する者

趣旨

本条は、市民投票の投票資格を有する者について、規定しています。

18歳以上20歳未満の方や永住外国人の方にも積極的に地方自治に参加いただきたいと考え、投票資格を認めることとしたものです。一方、基準日に住所を有するか否かでのみ資格要件を絞り込むと市民投票が目的の転入を助長する可能性があることから、「引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの」と規定し、一定の継続居住を要件としました。

解説

第1項第1号関係

世界的な潮流や国の法制度上の年齢を考慮し、さらには、今後の若者の社会参画の意識を高めることを期待すれば、少なくとも満18歳以上の未成年者は投票資格を有する市民の範囲に含めることが適当と考えられます。

第1項第2号関係

「永住外国人」については、日本の社会生活や文化などの知識を身に付けており、市民投票の事案の内容等について十分に理解できることが必要であり、一定期間以上、日本に生活基盤を有していることが求められます。日本国籍を持つ者と同様に納税の義務を負い、永住の意思を示していることを考慮し、投票資格を認めるものとしします。

第2項第1号関係

「永住者」素行善良、独立の生計を営むに足る資産等の所有、原則10年以上の日本在留など、一定の要件を満たし、永住許可申請をし、法務大臣から許可された外国人。

第2項第2号関係

「特別永住者」第二次世界大戦以前から日本に住み、戦後に日本国籍を離脱した後も引き続き日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫。

第3項第1号関係

公職選挙法に規定する「選挙権及び被選挙権を有しない者」「選挙犯罪による処刑者に対する選挙及び被選挙権の停止」について準用します。

第3項第2号関係

政治資金規正法に規定する選挙権及び比選挙権を有しない者について準用します。

検討委員の意見

- ・投票資格者は「満18歳以上の引き続き3か月以上市内に住所を有する日本国籍を有する者及び永住外国人」が多数を占める。
- ・国民投票法では対象者が満18歳以上とされたことを踏まえ、施行を待たず、18歳以上を資格者に入れる意見が多数を占めた。
- ・永住外国人は、所得税等税金も払っており、本市のまちづくりに参画する能力がある。永住資格を持つ外国人は本市に永住する覚悟がある人と解釈する。その人達に参画する機会を保障する。
- ・経費の面から、公職選挙法の選挙権を有する者とした方が良く、そうすれば、他の選挙と同日選挙でも対応が可能だ。
- ・20歳未満の人がはたして、市民投票に行くのかどうか甚だ疑問。
- ・本市において90数人の永住外国人を資格者に加えなくても民意は汲取れる。

(市民投票の請求等)

第4条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の5分の1以上の連署をもって、その代表者から、市長に対し、市民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をすることができる。

2 前項に掲げるもののほか、市民請求に関し必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に規定する市町村における直接請求の例による。

3 議会は、市民投票の実施の請求（以下「議会請求」という。）をするときは、あらかじめ、市長の意見を求め、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成を得ることにより、市長に対し、議会請求することができる。

4 市長は、自ら市民投票の発議（以下「市長発議」という。）をするときは、あらかじめ、市民投票の適否について、議会に協議をし、意見を求めた上で、実施することができる。

趣旨

本条は、市民投票の請求について、市民、議会、市長から請求できることを規定しています。

解説

第1項関係

投票資格者の発議に必要な署名数については、法令に規定された直接請求に必要な署名数、那珂市でのこれまでの署名実績や選挙の投票率などを参考として、実際の署名収集が可能であり、発議の乱発防止という点も考慮し、投票資格者総数の5分の1以上としています。

第2項関係

市民請求については、地方自治法に規定する直接請求の例を準用することとしています。

第3項関係

市議会の発議については、あらかじめ、市長の意見を求めた上で、地方自治法第112条に基づく議員による議案の提案規定に基づき、議員定数の12分の1以上の賛成をもって議案を提出し、出席議員の過半数の賛成による議決をもって、市民投票の実施を請求できることとします。

市議会の発議は、「あらかじめ、市長の意見を求めた上で」としています。これは、議会と長の熟議を意味しており、両方の意見を市民に知らせた上で、市民投票を実施することとしています。

第4項関係

市長は単独で発議し、市民投票を実施することができることとしますが、運用に際しては、二代表制の趣旨を考慮し、市長は自ら発議しようとするときは、事前に市議会に協議をし、意見を求めることとします。

これは、早い段階から市議会と情報共有することが市政運営上有効であるとの考えによるものです。

なお、協議の場としては、市議会全員協議会等が想定されます。

検討委員の意見

- ・発議請求者は「市民」「議会」「長」とするが多数。
- ・議会、長は地方地自法でも発議が可能であり、入れなくてもよい。
- ・市民発議は署名数は当初6分の1以上が多数だったが、他自治体の事例や本市の投票資格者数を勘案して、実際に署名収集が可能な数であり、乱発防止という点も十分考慮し5分の1以上となった。
- ・市民発議の署名数は3分の1以上で、市民投票乱発を抑制する。
- ・議会の請求数は地方自治法上の12分の1以上の賛成で議案提出、出席者過半数で議決が全委員の意見であり、市長の意見を必要とすることとするのが多数。
- ・長の発議には、当初規制無しの意見が多数だったが、暴走を防ぐための何等かの規制が必要とする意見があったが、一方、議会の議決までは必要無いとする意見が多数。
- ・「発議請求者」と「投票資格者」は同一とするのが全員の意見。3か月以上住人の要件は、市民投票のために、引っ越して来る人もいる可能性があり、必要。

(市民投票の形式)

第5条 前条に規定する市民請求、議会請求及び市長発議（以下「市民請求等」という。）による市民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

趣旨

本条は、市民投票の形式を規定しています。

市民投票の実施に当たっては、投票の対象事項について十分な議論が行われ、選択肢が二つに絞られた状況で行われることが適当であると考えます。

選択肢の設定に制限を設けず、複数の選択肢を設定した場合、投票結果が拡散し、市民の意思を明確に把握することが困難になるとともに、投票結果について何らかの意思決定を行うことが難しくなります。また、「原則、二者択一とし、場合により多数の選択肢を認める」ことは、誰が、どのような選択肢を設定するかが課題となってきます。

このようなことから、設問の形式は二者択一で賛否を問う形式とします。

解説

市民投票制度はアンケート調査とは性質が異なるものであり、投票の対象事項について議論が十分に行われ、選択肢が2つに集約されているような状況で実施することによって、市民の意思を明確に表明してもらうためです。

論点について、二者択一に絞られていないような状況下においては、アンケート調査等の他の手段を用い、二者択一方式に出来るように選択肢を絞り込んだ上で市民投票を実施するべきです。

検討委員の意見

- ・「二者択一」のみの規定とする。投票に至るまでに議論を尽くし、二者択一に絞り込むのが、議会・長の責務。投票で明確な結論を得られれば、市民に解り易い。
- ・多数の選択肢やあいまいな選択肢を設定した場合、市民の意思を明確に把握することが困難になる。

(代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により市民請求をしようとする代表者(以下「代表者」という。)は、市長に対し、規則で定めるところにより、市民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、あらかじめ議会に意見を求め、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の5分の1の数(以下「必要署名者数」という。)を代表者に通知し、かつ、告示しなければならない。

趣旨

本条では、市民投票の実施にかかる申請や交付に関する手続等について定めています。

代表者となろうとする者が、発議の主宰者として市民投票実施の請求に向けた署名収集などの手続を進めるに当たっては、市長から「請求代表者証明書」の交付を受け、その旨を告示される必要があります。

解説

第1項関係

署名活動開始前に市民投票に付そうとする事項の内容及び形式について確認し、場合によっては補正を経た上で、市民投票に付そうとする事項の内容を確定させ、代表者証明書を交付した後に署名活動に入るという手続について規定しています。

請求代表者は、市民投票に付そうとする事項とその趣旨を記載した書類により市長に申請し、市長に対しその事項が「市政の重要事項」に該当するかどうか、市民投票の形式に該当するかどうかの確認を求めるとともに、代表者自身に投票資格があるかどうかの確認を行うため、請求代表者の証明書の交付を申請することとします。

第2項関係

市長は、あらかじめ議会に意見を求め、第1項の規定による申請に基づき、市民投票に付そうとされる事項が第2条に規定される重要事項であること、前条に規定する形式に該当すること、**代表者となろうとする者が第3条第3項の除外規定に該当する者ではないことが確認できたときは**、代表者となろうとする者に対して「請求代表者証明書」を交付し、その旨を告示することとしており、確認ができなかったときは、申請を却下することとしています。

第3項関係

市長は、代表者証明書を交付する、必要署名数にあたる投票資格者の5分の1の数を通知・告示することとします。

(市民投票の執行)

第7条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

趣旨

本条は、市民投票の執行について規定しています。

市民投票の執行者が市長であることを明らかにしています。その上で、市民投票の具体的な管理及び執行の事務を那珂市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」と言います。）に委任することを定めています。

解説

第1項関係

協働のまちづくり推進基本条例第18条では、市民投票は市長が実施することとしています。

第2項関係

市長の方針に反対する事案、あるいは市長が積極的に推進したい事案について市民投票がおこなわれる場合、市長が実施機関として市民投票を実施するとその公正さに疑念を抱かれる可能性があります。

これらのことから、市民投票の公正な実施を担保するため、選挙管理委員会に市民投票の管理及び事務を委任するものです。

【関連法令】

【地方自治法】

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

(市民投票の成立要件等)

第8条 市民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。

2 市民投票は、投票の成立又は不成立にかかわらず、開票するものとする。

趣旨

本条は、市民投票の成立について規定しています。

解説

第1項関係

市民投票の目的は、市民の意思を確認するためです。一定の投票率に達しない場合、十分な民意を把握できないおそれがあり、議会及び市長は、投票結果を尊重するとしている以上、一定の投票率が確保されることが必要です。

したがって、以下の理由から、一定の投票率として2分の1に満たないときは、市民投票自体が不成立になる旨の規定を設けました。

- 1 投票結果に一定の信頼性を確保できること。
- 2 所定の投票率に満たない時は、民意がそこまで高まらなかったとみなすことができること。
- 3 重要事項についての市民投票であり、十分な民意を把握するためには、50%以上の投票率が必要であること。
- 4 投票率が低い場合に、一部の市民の意見が議会や市長の意思決定に影響を及ぼす可能性があること。

第2項関係

成立しないときは、開票しない自治体もありますが、市民投票の結果はあくまでも諮問型で、尊重義務であることから、本市としては、「成立しなかったが、〇%の投票率だった。そのうちの過半数は〇だった。」ということも尊重の範囲として捉えることとするので、成立・不成立に関わらず開票することとします。

検討委員の意見

- ・市民投票制度はアンケートとは違い、政策等の方向性をきめるものであり、投票結果について信頼性を確保するため、一定の基準は必要。
- ・経費の面からも不成立ならば開票する必要はない。
- ・せつかくの民意なので、成立・不成立にかかわらず、開票する。
- ・成立・不成立にかかわらず開票するのであれば、そもそも成立要件は必要ない。
- ・「開票結果の判定基準は設けない」全委員の意見。
- ・「成立しなかった場合の開票」「あり」「なし」は意見が2つに分かれた。

(結果の尊重)

第9条 議会及び市長は、市民投票の結果を尊重するものとする。

趣旨

本条は、結果の尊重について規定しています。

解説

協働のまちづくり推進基本条例第18条において、「市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。」と規定していることから、議会及び市長は、市民投票の結果を尊重するものとするとしています。

「尊重」とは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、投票結果を慎重に検討し、議会と市長が意思決定を行っていくことを表しています。

(再請求等の制限期間)

第 10 条 この条例による市民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について市民請求等を行うことはできない。

2 同一の事項又は当該事項と同旨の事項かどうかの判断については、市長及び議会で協議し判断するものとする。

趣旨

本条は、再請求の制限期間について規定しています。

解説

第 1 項関係

市民投票が実施された際の結果に関し、ある程度の時間の経過による社会の変化がなければ、市民の意思は変わらないと考えます。また、市民投票の結果は尊重されるべきであり、尊重義務を果たすためには一定の検討期間が必要であり、短期間に行われる再請求は結果を否定したい意思が働き、投票運動等に公正さを欠く可能性も考えられます。したがって、市民投票の結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項については市民投票の実施の請求をすることができないこととします。

第 2 項関係

同一の事項又は当該事項と同旨の事項かどうかの判断は、市長及び議会で協議し判断するものと規定しています。

検討委員の意見

- ・全委員が制限期間を設け、期間は 2 年とする。
- ・同一の事項、同旨の事項かどうかについては、市長・議会で協議し判断する。
- ・よほどのことがないかぎり、いったん示された「市民の総意」は大きく変わるということは考えにくい。
- ・短期間に行う再請求は経費の面から考えても行うことができない。
- ・市議会議員・市長の選挙は 4 年ごとに行われるため、2 年を経過すれば、選挙の争点になりうる。

(市民投票の実施)

第 11 条 市長は、市民請求等があったときは、市民投票を実施しなければならない。

2 市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

趣旨

本条は、市民請求があったときの、市民投票に実施について規定しています。

解説

第 1 項関係

協働のまちづくり推進基本条例第 18 条において、市長は市民投票を実施できると規定していることから、市民投票の実施者は市長になります。

市長は市民請求及び議会請求があった場合は、市民投票を実施しなければなりません。

第 2 項関係

市長は、市民投票を実施するときは、その要旨を公表し、選挙管理委員会にその旨を通知することを義務づけています。

(市民投票の期日)

第 12 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定による通知があった日から起算して 30 日を経過した日から 90 日を越えない日の範囲内において、市民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の 7 日前までに告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第 1 項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、茨城県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、当該投票日を変更することができる。

趣旨

本条は、市民投票の期日を規定しています。

解説

第 1 項関係

市民投票に係る投開票所の準備や投票資格者名簿の調製等の事務的な準備期間、投票資格者に対する情報の周知期間等を考慮し、市民投票の投票日は、市民投票の実施を決定し、その告示をした日から起算して 30 日を経過した日から 90 日を越えない日に設定することとしています。

第 2 項関係

投票日を決定した場合は、当該投票日の 7 日前までに告示することとします。これは公職選挙法の規定を準用しています。

第 3 項関係

当該投票日に公職選挙法に基づく選挙が行われるときは、選挙結果への影響や市民投票運動への影響、投票所における混乱等が懸念されるところですが、一方では、経費の面で単独で市民投票を行うより、同日に実施できるように、投票日を変更することができることとしています。

【関連法令】

【公職選挙法】

公職選挙法の選挙期日（投票日）についての規定

- 1 衆議院・参議院・地方公共団体の議会の議員、長の任期満了による選挙は、任期が終る日の前 30 日以内（公選法第 31 条第 1 項、第 32 条第 1 項、第 33 条第 1 項関係）
 - 2 衆議院・参議院・地方公共団体の議会の解散による選挙は、解散日から 40 日以内（公選法第 31 条第 2 項、第 33 条第 2 項関係）
- 選挙の期日の告示に関する規定（公選法第 31 条第 5 項）
- 1 都道府県知事の選挙 少なくとも 17 日前に
 - 2 指定都市の長の選挙 少なくとも 14 日前に
 - 3 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 少なくとも 9 日前に
 - 4 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 少なくとも 7 日前に
 - 5 町村の議会の議員及び長の選挙 少なくとも 5 日前に

検討委員の意見

- ・ 期日については、30日を経過した日から90日を越えない日とする。
- ・ 経費のことを考慮し、他の選挙と可能な限り同日投票にしなければならない。
- ・ 選挙が行われない一定の期間がある場合、市民投票の実施が遅れ、市民の意思を確認する時期を逸してしまう恐れがある。

(投票資格者名簿の調製等)

第13条 選挙管理委員会は、投票資格者について、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示がある者は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。

修正

(投票資格者名簿の調製等)

第13条 選挙管理委員会は、投票資格者について、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、毎年9月1日現在で第3条第1項各号に掲げる者について、同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、9月1日から同月7日までの間に市民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要と認めるときは、登録の日を変更することができる。

3 選挙管理委員会は、市民投票を行う場合においては、第12条第2項に規定する告示の日の前日現在により第3条第1項各号に掲げる者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

趣旨

本条は、投票資格者名簿の調製等について規定しています。

解説

第1項関係

本条例による市民投票は、年齢満18年以上の者が投票資格者であるので、公職選挙法による選挙人名簿をそのまま投票資格者名簿とすることはできません。このことから、選挙人名簿(20歳以上の市民)と住民基本台帳から対象者を抽出した名簿(18歳以上20歳未満の市民)、永住外国人の名簿3種類のを併せて投票資格者名簿とすることとなります。

第2項関係

名簿については、市民投票の実施の有無に関わらず毎年調整するものとし、その基準日は、異動関係が比較的少ない9月1日とします。

第3項関係

選挙管理委員会は、市民投票を行う場合は、告示の前日に投票資格者名簿を調整することとしています。市民投票の請求のための署名の収集活動について、請求に必要な署名の数を把握する必要があるためです。

(投票所等)

第 14 条 投票所及び第 17 条に規定する期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）は、規則で定めるところにより、選挙管理委員会の定める場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票所にあつては投票日の 5 日前までに、期日前投票所にあつては、第 12 条第 2 項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）にその場所を告示しなければならない。

趣旨

本条は、投票所及び期日前投票所の設置について規定しています。

解説

第 1 項関係

選挙管理委員会の指定する場所に投票所及び期日前投票所を置くこととしています。

第 2 項関係

選挙管理委員会は、投票日の 5 日前までに投票所を告示し、期日前投票所については、投票日を告示する日にあわせて告示することとしています。

5 日前までにとというのは、公職選挙法の規定による選挙日の告示と同じものです。

(投票することができない者)

第 15 条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 市民投票の当日（第 17 条の規定による期日前投票にあつては、投票の当日）に、市民投票の投票権を有しない者は、投票をすることができない。

趣旨

本条は、投票することができない者を規定しています。

解説

第 1 項関係

第 3 条に規定している投票資格者であれば投票資格者名簿に登録されるため投票することができます。投票資格者名簿に登録されていない者は、投票することができません。

第 2 項関係

投票資格者名簿に登録された者であっても、登録されることができない者は、投票をすることができません。

第 3 項関係

適法に投票資格者名簿に登録された者であっても、投票できないことの実質要件も規定しています。例えば、投票当日に市外に転出している者等は投票することができないこととなります。

(投票の方法)

第16条 投票は、各投票事項につき、1人1票に限る。

- 2 投票人は、市民投票の当日に、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。
- 3 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。
- 4 投票人は、投票事項に対し、賛成するときは投票用紙の賛成の欄に○の記号を自書し、反対するときは投票用紙の反対の欄に○の記号を自書し、当該投票用紙を投票箱に入れなければならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

趣旨

本条では、投票人が投票を行う場合の基本的な投票の方法などについて定めています。投票方法については、公明性・適正性の観点に基づき、公職選挙法に基づく通常の選挙と同様の投票方法を基本とします。

解説

第1項関係

市民投票は、投票によって市民の意思を確認する制度ですので、投票資格者が投票することができる数は平等でなければならないことから、市民投票事項ごとに1人1票とすることを定めています。

第2項関係

投票を行う投票資格者は、市民投票の投票日当日に、本人が自ら投票所に行き投票しなければならないことを定めています。

これは、選挙と同様に投票の秘密を守り、投票の公正を確保するためのものです。不在者投票の場合を除き、原則として、自ら投票所に行き、名簿対照を経て、市民投票の当日に投票をしなければならないことについて規定しています。

第3項関係

投票資格者名簿の対照を経て投票することと規定しています。

第4項関係

投票の記載方法については、日本国憲法の改正手続きに関する法律（平成19年法律第51号）における投票用紙の記載方法と同じく、市長が定めた投票用紙に印刷された欄内に○の記号を付ける方式を採用しています。記載方法を簡単にすることにより、無効投票の減少や開票作業時間の短縮も期待できます。

第5項関係

身体の故障などにより自書することができない者は、選挙と同様に代理投票をすることができることとしています。

(期日前投票等)

第 17 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより期日前投票を行うことができる。

2 前条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第 4 項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

趣旨

投票の方法に関する原則を規定した例外となる投票の方法について規定しています。

職務や疾病などにより投票日に投票所へいけない者や身体に重度の障害がある者は投票日の前でも投票できるとする選挙における期日前投票と不在者投票及び点字投票の制度を市民投票にも規定します。

解説

第 1 項関係

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる者は、投票日の前でも投票できるとする選挙における期日前投票制度を市民投票にも設けます。

第 2 項関係

投票日に仕事や旅行などで、本市以外の市区町村に滞在している方は、不在者投票ができることとします。

第 3 項関係

視覚障害者等は点字による投票ができることとします。これは選挙における点字投票の制度を準用します。

(開票所等)

第 18 条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

趣旨

本条は、開票所等の設置について規定しています。

開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設けます。選挙管理委員会は開票の場所や日時を告示することと規定しています。選挙における開票所等の規定を準用しています。

解説

第 1 項関係

開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設けます。

第 2 項関係

選挙管理委員会は開票の場所や日時を告示することと規定しています。選挙における開票所等の規定を準用しています。

(無効投票)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を自書しないもの
- (5) 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄の両方に○の記号を記載したもの
- (6) 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄のいずれに○の記号を記載したのかを確認し難いもの
- (7) 白紙投票

2 前項の規定にかかわらず、第 17 条第 3 項の規定による点字による投票に係る無効の投票は、規則で定める。

趣旨

本条では、投票の形式的無効要因を例示的に列挙しています。

公職選挙法第 68 条第 1 項における、衆参両議院議員の選挙以外の選挙の投票についての無効投票の規定と同様、投票資格者が行った投票であること、適法な住民投票の手続によったものであること及び適法な投票所で行われたものであることの実質的な要件と、適法な投票用紙が使用されていること及び適法な記載であること等の形式的要件を備えていなければならないとしているものです。

解説

第 1 項第 1 号関係

投票所や期日前投票の投票所で交付された投票用紙、不在者投票で請求して送られてきた投票用紙以外の用紙を使用した投票は無効となります。

第 1 項第 2 号関係

○を記載しないで、◎、●、✓、×などと記載した場合は、無効となります。

第 1 項第 3 号関係

○を記載しても、「○絶対こっち」、「こちらに賛成○」など、同時に他の事項も記載した場合は、無効となります。

第 1 項第 4 号関係

自書しないものは、無効となります。

第 1 項第 5 号関係

複数の欄に○を記載した場合は、無効となります。

第 1 項第 6 号関係

記載欄の欄外に○を記載した場合など、選択肢のいずれに○を記載したか判別することが難しい場合は、無効となります。

第 1 項第 7 号関係

記載欄に何も記載がない場合は、無効となります。

第 2 項関係

点字による投票の無効については、規則で別に定めることとします。

(投票及び開票)

第 20 条 前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）に規定する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の例による。

趣旨

本条は、投票及び開票について、規定しています。

解説

市民投票の手続等実施は選挙とほぼ同様であり、一部の事務については選挙管理委員会に委任するため、具体的手続等は公職選挙法に準じて行うのが効率的で円滑な手段と考えられます。

(投票結果の告示等)

第 21 条 選挙管理委員会は、市民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、市民請求に係る市民投票について前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

3 市長は、議会請求に係る市民投票について第 1 項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに議会に通知しなければならない。

趣旨

本条は、投票結果の告示について規定しています。

解説

第 1 項関係

選挙管理委員会は、市民投票が確定したときは、直ちに告示し、広く市民に周知することとし、市長に報告することとします。

第 2 項関係

市長は、市民請求の場合は、請求代表者に対して、内容を通知することとしています。

第 3 項関係

市長は、議会請求の場合は、議会に投票の結果を通知することとしています。

(情報の提供)

第 22 条 市長は、市民投票を実施するときは、議会及び市民自治組織とともに、あらゆる機会及び媒体を活用し、市民が市民投票活動を行うための必要かつ十分な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、市民投票に係る事項についての中立性の保持に留意しなければならない。

趣旨

本条は、情報の提供について規定しています。

解説

第 1 項関係

市民投票の対象事項についての具体的な情報を持つのは市長であり、情報提供は市長が行うものとしします。

市民の投票行動を促すためには、市民が政策案を理解するための情報を得ることが必要不可欠であり、争点や論点を明らかにしながら市民の間で十分な議論を重ねた上で市民投票が実施されるべきです。このため市長は、あらゆる機会、媒体を活用し、議会、市民自治組織とともに、広く市民に情報を提供することと規定しています。

第 2 項関係

市民投票の執行者である市長は、中立的な立場が求められます。自ら情報提供するだけでなく、例えば、賛成派、反対派が自由に意見を言える場をもうけることなども考えられます。

検討委員の意見

- ・「情報の提供は行政が行う」こととする。
- ・市民投票は、市政の重要事項について市民が直接関与して、その可否を決定する仕組みなので、投票にあたっては投票資格者が投票の対象となっている事項について十分に検討できるよう、市長には情報を提供する責務がある。
- ・実際に多くの情報をもつのは市長であるため、情報提供は市長が行う。
- ・市民投票制度は、まちづくりの意思決定における市民の参画機会を安定的かつ継続的に担保する制度でもあるので、市民自治組織は、積極的に情報の提供に関与する。

(投票運動)

第 23 条 市民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は市民のプライバシーや平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

趣旨

本条は、投票運動について規定しています。

解説

市民投票運動に際しては、公職選挙法の制限がないこと及び対象事項に対する市民の理解を深め、市民同士の議論を活発にすることにより、市民の関心を高めることが必要であるため、基本的には自由に投票運動が行えるものとします。

ただし、投票運動については、不正を排除し公正を確保することが必要であるため、罰則までは設けないものの、買収、脅迫など平穏な生活が侵害する行為を行ってはならないという倫理的な規定としています。

検討委員の意見

- ・ 尊重義務の諮問型の市民投票においては、罰則まで設けるのは適当でない。
- ・ 他選挙と同日投票の場合、市民投票の運動なのか、公職選挙法適用の運動なのか、判断がつかない。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨

本条は、委任について規定しています。

解説

この条例の実際の細目等について規則で定める旨を規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(那珂市協働のまちづくり推進基本条例の一部改正)

2 那珂市協働のまちづくり推進基本条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「その都度」を削る。

趣旨

附則について規定しています。

解説

第1項関係

市民投票条例の制定後、6月を超えない範囲で、規則を制定してから施行することとします。

第2項関係

那珂市協働のまちづくり推進基本条例第18条には、「市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で別に定める。」と規定しておりますが、「その都度」を削除するものです。

Ⅲ 市民投票關係法令等

1 那珂市市民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、那珂市協働のまちづくり推進基本条例（平成22年那珂市条例第14号）第18条第2項の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の意思を市政に的確に反映し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（市政の重要事項）

第2条 市民投票に付することができる市政の重要事項（以下「重要事項」という。）とは、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすものであって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の市民又は地域にのみ関係する事項。ただし、市民全体に影響を与え、又は与える可能性のある場合は、この限りでない。
- (4) 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないと認められる事項

（投票資格者）

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、投票資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。
 - (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日又は国外から本市の区域内に住所を移した者で、同法第30条の46の規定による届け出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。
- 2 前項第2号に規定する規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票権を有しない。
- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項又は第252条に規定する者

(2) 政治資金規制法(昭和 23 年法律第 194 号)第 28 条に規定する者

(市民投票の請求等)

第 4 条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の 5 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から、市長に対し、市民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をすることができる。

2 前項に掲げるもののほか、市民請求に関し必要な事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）に規定する市町村における直接請求の例による。

3 議会は、市民投票の実施の請求（以下「議会請求」という。）をするときは、あらかじめ、市長の意見を求め、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成を得ることにより、市長に対し、議会請求することができる。

4 市長は、自ら市民投票の発議（以下「市長発議」という。）をするときは、あらかじめ、市民投票の適否について、議会に協議をし、意見を求めた上で、実施することができる。

(市民投票の形式)

第 5 条 前条に規定する市民請求、議会請求及び市長発議（以下「市民請求等」という。）による市民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

(代表者証明書の交付等)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により市民請求をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、規則で定めるところにより、市民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、あらかじめ議会に意見を求め、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第 1 項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の 5 分の 1 の数（以下「必要署名者数」という。）を代表者に通知し、かつ、告示しなければならない。

(市民投票の執行)

第 7 条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(市民投票の成立要件等)

第 8 条 市民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。

2 市民投票は、投票の成立又は不成立にかかわらず、開票するものとする。

(結果の尊重)

第 9 条 議会及び市長は、市民投票の結果を尊重するものとする。

(再請求等の制限期間)

第10条 この条例による市民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について市民請求等を行うことはできない。

2 同一の事項又は当該事項と同旨の事項かどうかの判断については、市長及び議会で協議し判断するものとする。

(市民投票の実施)

第11条 市長は、市民請求等があったときは、市民投票を実施しなければならない。

2 市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(市民投票の期日)

第12条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定による通知があった日から起算して30日を経過した日から90日を越えない日の範囲内において、市民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、茨城県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、当該投票日を変更することができる。

(投票資格者名簿の調製等)

第13条 選挙管理委員会は、投票資格者について、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、毎年9月1日現在で第3条第1項各号に掲げる者について、同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、9月1日から同月7日までの間に市民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要と認めるときは、登録の日を変更することができる。

3 選挙管理委員会は、市民投票を行う場合においては、第12条第2項に規定する告示の日の前日現在により第3条第1項各号に掲げる者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票所等)

第14条 投票所及び第17条に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、規則で定めるところにより、選挙管理委員会の定める場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票所にあつては投票日の5日前までに、期日前投票所にあつては、第12条第2項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)にその場所を告示しなければならない。

(投票することができない者)

第15条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 市民投票の当日(第17条の規定による期日前投票にあつては、投票の当日)に、市民投票の投票権を有しない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第16条 投票は、各投票事項につき、1人1票に限る。

- 2 投票人は、市民投票の当日に、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。
- 3 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。
- 4 投票人は、投票事項に対し、賛成するときは投票用紙の賛成の欄に○の記号を自書し、反対するときは投票用紙の反対の欄に○の記号を自書し、当該投票用紙を投票箱に入れなければならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

(期日前投票等)

第17条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより期日前投票を行うことができる。

- 2 前条第2項及び第4項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。
- 3 前条第4項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

(開票所等)

第18条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

- 2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(無効投票)

第19条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
 - (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
 - (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
 - (4) ○の記号を自書しないもの
 - (5) 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄の両方に○の記号を記載したもの
 - (6) 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄のいずれに○の記号を記載したのかを確認し難いもの
 - (7) 白紙投票
- 2 前項の規定にかかわらず、第17条第3項の規定による点字による投票に係る無効の投票は、規則で定める。

(投票及び開票)

第20条 前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）に規定する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第21条 選挙管理委員会は、市民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、市民請求に係る市民投票について前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

3 市長は、議会請求に係る市民投票について第1項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに議会に通知しなければならない。

(情報の提供)

第22条 市長は、市民投票を実施するときは、議会及び市民自治組織とともに、あらゆる機会及び媒体を活用し、市民が市民投票活動を行うための必要かつ十分な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、市民投票に係る事項についての中立性の保持に留意しなければならない。

(投票運動)

第23条 市民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は市民のプライバシーや平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(那珂市協働のまちづくり推進基本条例の一部改正)

2 那珂市協働のまちづくり推進基本条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「その都度」を削る。

2 那珂市協働のまちづくり推進基本条例（平成22年那珂市条例第14号）

那珂市は、那珂川・久慈川両河川、白鳥の飛来する池や沼などの豊かな自然と、多くの歴史資産・伝統文化にはぐくまれ発展してきました。

私たち那珂市民は、先人が歴史を刻み積み重ね引き継いできたこのまちを、市民一人ひとりが自ら考え、行動することにより、将来を担うこどもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう後世に引き継いでいかなければなりません。

この条例は、市民と市が、それぞれ社会に果たすべき役割を認識しながら、協働してまちづくりに取り組み、安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するために制定するものです。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 まちづくりの基本原則(第4条—第6条)
- 第3章 各主体の役割(第7条—第12条)
- 第4章 協働の推進(第13条—第19条)
- 第5章 雑則(第20条—第22条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市民と市、市民自治組織、市民活動団体及び事業者との協働のまちづくりを推進し、安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するために、その基本原則その他必要な事項を定めるものとする。

(条例の位置付け)

第2条 市は、他の条例、規則等によりまちづくりの制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において「市民」とは、市内に在住し、又は勤務し、若しくは通学する個人をいう。

2 この条例において「市民自治組織」とは、連帯感及び共同意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らの意思により、地域の発展及び課題解決について考え行動する多様な組織をいう。

3 この条例において「市民活動団体」とは、市民の自発的な意思に基づき、自らの生活向上及び地域活性化を目的とした継続性の見込める活動を行っている団体をいい、その活動とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民の自主性・自発性に基づく活動であること。
- (2) 営利を目的としない活動であること。
- (3) 公益性のある活動であること。
- (4) 市民に対して内容が開かれた活動であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする活動でないこと。

- 4 この条例において「事業者」とは、市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- 5 この条例において「協働」とは、市民と市、市民自治組織、市民活動団体及び事業者が、自己の果たすべき役割と責任を自覚し、それぞれの立場及び特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき、地域の課題解決に対等の関係で連携協力して取り組むことをいう。

第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第4条 市民と市は、信頼関係を構築し、市民福祉の向上及び地域の活性化を図るため、最良のパートナーとして協働のまちづくりを推進するものとする。

(情報共有の原則)

第5条 市は、まちづくりに関する情報を収集し、市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。

(説明責任)

第6条 市は、まちづくり全般に関して、事務事業等を単位として、予算、事業計画、事業内容、実施効果等を市民に明らかにし、説明しなければならない。

第3章 各主体の役割

(市民の役割)

第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、行動する等まちづくりに進んで参加又は参画するよう努めなければならない。

2 市民は、市民自治組織に積極的に加入し、これを守り育てなければならない。

3 市民は、市民活動に関する理解を深め、その活動の促進及び協力を努めなければならない。

(市の役割)

第8条 市は、まちづくりの基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

2 市は、政策を形成するに当たって、市民の意見を広く反映させるため、市民参画の機会の確保に努めなければならない。

3 市は、公平かつ効率的に職務を執行するとともに、市民、市民自治組織、市民活動団体及び事業者と連携を強化し、協働のまちづくりを推進しなければならない。

(市民自治組織の役割)

第9条 市民自治組織は、地域内の市民の参加により、地域内の情報を収集・発信し、相互扶助の精神により地域の発展と課題解決に努めなければならない。

(市民活動団体の役割)

第10条 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動を広く市民に理解されるよう努めなければならない。

2 市民活動団体は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力を努めなければならない。

(事業者の役割)

第11条 事業者は、地域社会の一員として、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力を努めなければならない。

(議会の役割)

第12条 市議会は、協働のまちづくりの重要性を認識し、市民の信託に応えるため、市政運営が市民の意思を適切に反映し行われるよう、調査及び監視しなければならない。

第4章 協働の推進

(協働の推進)

第13条 市は、協働のまちづくりを推進するための仕組みを整備しなければならない。

2 市は、協働のまちづくりを推進するため、必要な情報収集及び提供、交流の支援並びに相談窓口の確保に努めなければならない。

3 市は、協働のまちづくりの推進に当たっては、市民の自主性・自発性に基づく活動の支援に努めなければならない。

(推進委員会)

第14条 市は、協働のまちづくりの推進について、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議をするため、那珂市協働のまちづくり推進委員会を置く。

(1) 協働のまちづくりを推進する施策及び事業に関すること。

(2) 市民活動団体の登録に関すること。

(3) 市民活動支援事業の選考に関すること。

(4) その他市長が必要と認めること。

(情報の公開)

第15条 市は、那珂市公文書の開示等に関する条例(平成5年那珂町条例第19号)に定めるところにより、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第16条 市は、那珂市個人情報保護条例(平成15年那珂町条例第23号)に定めるところにより、個人情報を適正に管理しなければならない。

(各種委員の公募)

第17条 市は、審議会等各種委員会の委員を、可能な限り市民からの公募により選任するよう努めなければならない。

(市民投票)

第18条 市長は、市民生活に極めて重要な影響を与える事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で別に定める。

3 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

(行政評価)

第19条 市は、協働のまちづくりについての進行管理を行うため、行政評価を行い、その結果を市民に公表しなければならない。

第5章 雑則

(他市町村、関係機関等との連携)

第20条 市は、協働のまちづくりを推進するため、国、県、他市町村、関係機関等との連携協力を努めなければならない。

(条例の見直し)

第21条 市は、この条例について、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ、見直しの措置を講じなければならない。

2 市は、この条例を見直すに当たっては、市民の意見を反映するための措置を講じなければならない。

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 那珂市議会基本条例 (平成 25 年那珂市条例第 25 号)

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 市民及び議会(第 4 条—第 7 条)

第 3 章 議会運営(第 8 条—第 10 条)

第 4 章 議会組織(第 11 条—第 14 条)

第 5 章 市長等、議会及び議員(第 15 条—第 18 条)

第 6 章 議員の活動原則(第 19 条—第 22 条)

第 7 章 議会及び議員の責務と見直し手続(第 23 条・第 24 条)

附則

地方自治体は、昭和 22 年に施行された日本国憲法及び地方自治法に基づき、住民福祉の増進を図ることを目的として設置されている。

その地方自治体は、地域の問題は地域で考え解決するという住民自治の原則から、住民の代表として選挙で選ばれた首長及び同じく住民の代表である議員により構成される議会が、お互いに緊張感を保ち、切磋琢磨しながら地方政治を推進する形態となっている。

地方議会は、発足して半世紀以上が経過し、地方自治の根幹として、大きな社会情勢の変化に対応し、数々の重要課題に対峙し、決断を重ねながら、自治体の住民福祉の増進のために重要な役割を果たしてきた。その結果、日本はめざましい発展を遂げ、豊かな社会を実現し、成熟した社会を迎えている。現在、地方分権の時代が到来し、自立した地方自治体を目指すために、市町村合併や協働のまちづくりを推進するなど、地方議会の果たすべき役割は益々大きくなっている。しかしながら、その一方で、地方議会に対する住民の関心や存在感は、希薄化してきている。このようなことから、地方議会は、積極的な議会改革を展開するとともに、議会への市民参加を促進するため広く情報提供をするなど、議会の活性化を図るための努力を重ねている状況にある。

那珂市議会は、市民の意見を市政に反映する住民自治及び国から独立して地方行政を行う団体自治に基づき地方分権を推進するため、那珂市の議決機関として、政策形成機能及び執行機関に対する監視機能の充実強化など、議会運営の改善及び改革に取り組み、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び関係法令に定めのある議会の権限を行使し、使命を十分に果たすため、議会及び議員の基本原則、その他議会に関する基本事項を示し、開かれた議会として、市民の負託に応え、市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議会の基本原則)

第 2 条 議会は、市政の監視、意思決定等をする重要な責務を担うことから、次に掲げる事項を基本原則として運営するものとする。

- (1) 議員の自由討議と民主的な合意形成により、公正で最良な市の意思決定をすること。
- (2) 市政等に関する調査研究を行い、監視、改善及び政策策定をすること。
- (3) 本会議、常任委員会及び特別委員会(以下「会議等」という。)の内容について情報提供をすること。
- (4) 市民の意見を聴取する機会を確保すること。
- (5) 会議等は、公開すること。
- (6) 効率的で効果のある議会運営を行うため、改善や改革に取り組むこと。

(議員の基本原則)

第3条 議員は、議会において、次に掲げる基本原則により活動するものとする。

- (1) 品位を保持し、公正で誠実な責任ある言動をすること。
- (2) 自由討議により、論点及び争点を明確にして合意形成に努めること。
- (3) 市政等に関する調査研究を行い、政策提言に努めること。
- (4) 市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (5) 議会の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

第2章 市民及び議会

(市民及び議会の関係)

第4条 議会は、市民の意見を市政に反映させて意思決定を行う議決機関であることから、議会への市民参加の機会を確保するなど、市民に開かれた議会を目指すものとする。

(市民等の意見陳述)

第5条 議会は、市民等から提出された請願及び陳情の審査において、提出者の要望により意見陳述の機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年に1回以上開催しなければならない。

(議会の情報提供)

第7条 議会は、市民に対して、議会に関する内容を広報紙、ホームページ等を活用して情報提供を行うものとする。

第3章 議会運営

(議員の自由討議)

第8条 議員は、会議において、論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で、合意形成を図り結論を出すものとする。

(議会の調査制度等の活用)

第9条 議会は、議案等の審査又は市の事務に関する調査において必要がある場合は、学識経験者、市民等の意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法の規定による専門的知見の活用、公聴会、参考人制度等を活用するものとする。

(常任委員会の活性化)

第10条 常任委員会は、所管する事項について、自由に調査活動を行うことができる機関であることから、議会閉会中においても開催するなど、その機能を十分に発揮して、市政の課題に関して調査研究を実施するものとする。

2 常任委員会は、政策立案及び政策提言を行うものとする。

第4章 議会組織

(議員定数及び議員報酬の改正)

第11条 議会は、議員提案により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民の意見を聴取するため、公聴会等を活用するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、審査、調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

(議長及び副議長の選出)

第13条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

(議会予算)

第14条 議会は、独立した議決機関であり、その権限を遂行し、その機能を十分活用し、効率的な議会運営を実現するため、必要な予算の確保について市長に要望するものとする。

第5章 市長等、議会及び議員

(反問及び一問一答)

第15条 議会の会議等において、出席している市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

2 議会の会議等において、議員及び市長等の質問又は質疑に対する応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(市長による政策の形成情報の説明)

第16条 議会は、市長が提案する政策、施策、事業、計画等(以下「政策等」という。)について、その政策等の論点を明確にし、政策等の水準を判断するため、市長に対し、原則として次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 起源及び背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(市長の附属機関への議員就任)

第17条 議会は、市長等との緊張感のある関係を保持する観点から、議員が市長附属機関等の構成員となることについて、慎重に判断するものとする。

(市長等との緊張感の保持)

第18条 議会は、市長等と議員との関係の透明性を図るため、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書の作成に努めるよう市長等に求めるものとする。

第6章 議員の活動原則

(政務活動費の透明性の確保)

第19条 政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するものとする。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

(政治倫理の遵守)

第20条 議員は、倫理性を常に自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

(会派)

第21条 議員は、基本的政策が一致する議員をもって議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言を行うことを目的とし、調査研究に努め、もって議会の活性化に資するものとする。

3 会派に関しては、別に定めるところによる。

(議員研修の実施)

第22条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例を遵守し、市民に対する責務を果たさなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。